

法人・施設名	所管課	監査日	指摘内容	改善状況
広福福祉会	保育幼稚園課	11月7日	<p>&lt;評議員の選任について&gt; 途中就任の評議員の選任について、次の点で誤りがあるため、その経緯及び対応方針を理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>①定款の定めがないまま、前任者の残任期間である令和7年度定時評議員会の終結までとしていた。定款に則った任期とすること。</p> <p>②理事会での推薦及び評議員選任・解任委員会での選任を経ることなく、評議員が就任している。定款に則った手続きで選任すること。</p>	改善済
竹崎記念福祉会	介護事業指導課	1月21日	<p>&lt;役員等の任期について&gt; 定款において役員等（理事、監事、評議員）の任期については、「選任後2年（評議員については6年）以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と定められているにもかかわらず、実際では、その任期の始まりを4月1日としているため、前任者と任期が重なる期間が生じている。定款に則った任命期間の取扱いを行うこと。併せて現在の役員等の任期については整理をしたうえで、理事会及び評議員会にその顛末を報告すること。</p>	改善予定
竹崎記念福祉会	介護事業指導課	1月21日	<p>&lt;役員を選任について&gt; 役員を選任する際、理事会で決議を行っており、評議員会で決議を行っていない。役員を選任は、評議員会での決議事項であり、理事会で行うことはできない。次回開催の理事会で顛末を説明のうえ、令和8年に開催される定時評議員会で改めて役員選任の決議を行うこと。</p>	改善予定
竹崎記念福祉会	介護事業指導課	1月21日	<p>&lt;評議員選任解任委員会について&gt; 評議員選任解任委員会の構成員として、理事である施設長が選任されていた。理事は、評議員の選任又は解任をすることは出来ないため、評議員選任解任委員会の構成員は、速やかに理事ではない者とする。</p>	改善済
竹崎記念福祉会	介護事業指導課	1月21日	<p>&lt;計算関係書類について&gt; 計算関係書類について以下の点で、経理規程に則った処理が行われていなかった。令和7年度決算においては、経理規程に則った処理を行うこと。</p> <p>①本部会計について、サービス区分として独立した会計処理を行うこと。</p> <p>②デイサービスについて、拠点区分として独立した会計処理を行うこと。</p> <p>③附属明細書のうち拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書を作成すること。</p>	改善予定
蓮の実福祉会	保育幼稚園課	10月29日	<p>&lt;登記事項について&gt; 平成28年11月以来、法人代表者の変更登記がされていない。再任（重任）であっても、改選毎に変更の届出をすること。併せて換地処分による法人住所及び資産総額の変更を行うこと。</p>	改善済
瑩光保育園	保育幼稚園課	9月10日	<p>&lt;運営規程について&gt; 土曜日の保育標準時間認定に係る保育時間（午前7時30分から午後2時30分まで）及び保育短時間認定に係る保育時間（午前7時30分から午後2時30分まで）について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準にある8時間を満たすよう運営規程を変更し、変更届を熊本市保育幼稚園課に提出すること。</p> <p>なお、現在使用している「入園のしおり」では重要事項説明書として必要な記載事項が欠けているため、重要事項説明書を新たに作成すること。</p>	未改善
木の実保育園	保育幼稚園課	8月19日	<p>&lt;計算書類の注記について&gt; 拠点区分のみ注記が作成されており、法人全体の注記が作成されていない。1法人1拠点区分の場合、拠点区分の注記は省略可能だが、法人全体の注記は必ず作成しなければならないため法人全体の注記を作成すること。</p>	改善済
木の実保育園	保育幼稚園課	8月19日	<p>&lt;附属明細書について&gt; 計算書類から作成すべき附属明細書「補助金事業等収益明細書」「基本金明細書」「国庫補助金等特別積立金明細書」「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」「積立金・積立資産明細書」が作成されていない。附属明細書は法人全体で作成するものと拠点区分で作成するものがあることから、社会福祉法人会計基準に則って作成すること。</p>	改善済